

就職を進めるには支援機関との連携がポイントです。どうぞお気軽にお問い合わせください。

相談窓口		所在地	連絡先	主な支援内容、助成制度
福井労働局 職業安定部 助成金センター		福井市宝永4丁目3-1サクラNビル8階	TEL:(0776)22-2683	・特定求職者雇用開発助成金 他
ハローワーク福井 専門援助部門		福井市開発1丁目121-1	TEL:(0776)52-8155	・職業相談 ・職業紹介 ・トライアル雇用 ・職場適応訓練 ・職業訓練 ・職場定着 ・継続雇用の支援 他
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部 福井障害者職業センター		福井市光陽2丁目3-32	TEL:(0776)25-3685 FAX:(0776)25-3694	・職業相談 ・職業評価 ・職業準備支援、事業主への助言 (配置・職場定着・指導方法等) ・ジョブコーチ支援 ・うつ病等で休職中の方への職場復帰支援 他
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 福井支部 高齢・障害者業務課		越前市行松町 25-10 ポリテクセンター福井内	TEL:(0778)23-1021 FAX:(0778)23-1055	・障害者雇用納付金、障害者雇用調整金、 報奨金等の申告・申請受付 ・障害者雇用納付金関係助成金の申請受付 ・障害者職業生活相談員資格認定講習の 開催 ・障害者雇用事例・各種資料の提供 他
ふっとわーく 障害者就業・ 生活支援センター		福井市三郎丸4丁目303	TEL:(0776)97-5361 FAX:(0776)97-5362	・就業に関する相談支援 ・就職活動の支援 ・就労後の定着支援 (事業所への雇用管理に関する助言) ・日常生活、地域生活に関する助言 他
委託相談支援事業所		障がい者基幹相談支援センター 福井市有楽町 3-4 松坂ビル 1 階 101	TEL:(0776)50-3823 FAX:(0776)50-3824	・地域の障がい者等からの相談支援 ・居住地区ごとに相談窓口を設置
		地区障がい相談支援事業所ほくとう (春山・松本・宝永・福化・日之出・旭・啓蒙・阿保・東藤島・和田・内山)	TEL:(0776)43-1229 FAX:(0776)57-0900	
		地区障がい相談支援事業所ほくせい (錦・青・龍興・本郷・宮ノ下・国見・大安寺・ 中藤島・森田・河合・西藤島・明新)	TEL:(080)8998-0033 FAX:(0776)83-0153	
		地区障がい相談支援事業所なんとう (豊・木田・酒生・一乗・上文殊・文殊・六条・東郷・美山・清明・麻生津)	TEL:(0776)41-2334 FAX:(0776)41-4160	
		地区障がい相談支援事業所なんせい (足羽・湊・社・日新・東安居・安居・一光・殿下・清水・越前)	TEL:(0776)50-6572 FAX:(0776)50-6573	
		発達障がい相談支援事業所 福井市志比口2丁目11-13 ハーツ志比口2階	TEL:(0776)97-5731 FAX:(0776)97-5732	
福井市福祉健康部 障がい福祉課		福井市大手3丁目10-1	TEL:(0776)20-5435 FAX:(0776)20-5407	・就労選択支援(令和7年10月～) ・就労移行支援事業 ・就労継続支援事業(A型:雇用型) ・就労継続支援事業(B型:非雇用型) ・就労定着支援事業 ・地域活動支援センター
			TEL:(0776)20-5224 FAX:(0776)20-5407	・雇用調整員による就労系サービス事 業所から一般就労への支援、定着支援 ・会社見学会 ・就労体験事業 他
事業委託 就労支援 前進主義		福井市菅谷2丁目7-5	TEL:(0776)97-9003 FAX:(0776)97-9013	・就業に関する相談支援 ・就業体験に関する相談
福井県産業労働部 労働政策課		福井市大手3丁目17-1	TEL:(0776)20-0388 FAX:(0776)20-0648	・職場適応訓練、委託訓練 ・福井県障がい者等雇用促進支援事業
福井市商工労働部 商工労政課		福井市手寄1丁目4-1 アオッサ5階	TEL:(0776)20-5325 FAX:(0776)20-5323	・就職支援セミナー
福井税務署		福井市春山1丁目1-54 福井春山合同庁舎	TEL:(0776)23-2690	・国庫補助金等の圧縮記帳

障がい者の就労支援のための 支援メニューと相談先



① 就職に向けての相談

支援メニュー

相談窓口

何から
始めれば
いいの？



就職に向けて、
受けられる支援は？

自分に合う
働き方は？



就労に関する様々な相談支援

障がいのある方の就労に向けた最初の相談窓口。ニーズや課題に応じて、求職活動への同行、生活面への支援など様々な相談に応じます。

職業相談・職業紹介

求職登録を行い、具体的な就職活動の方法などの相談や指導を行います。専門的な支援が必要な方には、福井障害者職業センター等を紹介します。

相談支援事業(福井市委託)

地域の障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行い、自立した日常生活または社会生活が送れるよう、障がいのある方の暮らしを応援します。

職業相談・職業評価

就労への希望をお伺いしたうえで、就職に向けての現状や目標を整理するための相談や作業体験を行い、働くための個別の支援プランをご提案します。

ふっとわーく
障害者就業・
生活支援センター

ハローワーク
福井

障がい者基幹相談支援センター
地区障がい相談支援事業所(4ヵ所)
発達障がい相談支援事業所
福井市障がい福祉課(雇用調整員)

福井障害者
職業センター

② 就職に向けての準備、訓練

支援メニュー

相談窓口

働くための準備を
整え、自信をつけたい

訓練から
一般就労へ向けて
支援を受けたい

技能を
身につけたい

実地訓練を
受けたい



職業準備支援

講習や作業を行い、職場で必要なストレス対処力の向上やコミュニケーション能力の向上、職場での配慮事項を整理する等、働く準備を整え、自信をつけていきます。

就労移行支援事業

一般企業等へ就労を希望する方に一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。

職業訓練

福井産業技術専門学校等で、専門の訓練を行いスキルアップを目指します。

職場適応訓練

事業所において実際の業務を行い、その作業環境に適応するための訓練です。(訓練期間は最長6ヶ月(重度障害者の場合は1年)以内です)

福井障害者職業
センター

就労移行
支援事業所

ハローワーク
福井

③ 就職活動・定着支援

支援メニュー

相談窓口

就職先を探したい

求職登録、職業紹介

ハローワークに求職申込みを行うことで、求職登録されます。求職者の能力等と職務の要件とを十分照合して職業紹介を行います。

就業体験事業(福井県委託)

3日から2週間程度、企業で就業体験を実施。実際に短期間働いてみることで、働くことの実感をつかむことができます。

障害者トライアル雇用

雇用に対する不安を軽減し事業主と障がい者の相互理解を深め、円滑な常用就労に移行するため、原則3か月間試用雇用を行います。精神障がい者・発達障がい者の場合は、短時間労働から常用就労へ移行する「障害者短時間トライアル雇用」もあります。

職場適応援助者(ジョブコーチ)支援

事業所にジョブコーチを派遣し、障がいのある方や事業主に対して、雇用の前後を通じて障がい特性を踏まえた直接的、専門的な援助を実施します。

就業面と生活面の一体的な支援

窓口での相談や職場訪問等により、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・支援を行います。

ハローワーク
福井

障がい者等
雇用促進支援事業所

ハローワーク
福井

福井障害者職業
センター

ふっとわーく
障害者就業・
生活支援センター

紹介された
事業所で、
働き続けられるか
試したい

職場に適應できるか、不安…
ジョブコーチの支援を
受けるには？

職場の悩みや
日常生活面の相談は？

④ 離職・転職時の支援、再チャレンジへの支援

支援メニュー

相談窓口

転職したい

職業相談、職業紹介、 雇用保険の給付

ハローワークに求職申込みを行い、再就職のための希望に応じた相談、職業紹介を行います。失業した場合、雇用保険の手続きを行い、雇用保険を受給しながら再就職を目指します。

再就職を目指す場合、

①就職に向けての相談

②就職に向けての準備、訓練

のメニューが利用できます。

就労継続支援事業(A型)

企業に雇用されることが困難な方に対して、雇用契約に基づく生産活動機会の提供等を行います。

就労継続支援事業(B型)

企業に雇用されることが困難な方に対して、生産活動機会の提供等を行います。

ハローワーク
福井

就労継続支援
A型事業所

就労継続支援
B型事業所

再就職したい…

解雇
された…

一般就労は
難しい…

体力面等の問題で
働き続けることが
難しい…

⑤ 事業主の方への支援

支援メニュー

相談窓口

何から始めれば
いいの？

雇用管理に関する相談

雇入れに係る相談・スケジュール調整、配置等に関する相談、障がい者雇用に関する社員への研修の相談など、雇用するための様々なご相談に応じます。また、配置転換、作業環境の整備等の職場定着についての助言を行います。

事業所が
受けられる
支援は？

求人受理、職業紹介 (仕事と障がい者とのマッチング)

求人の申込みを受理し、求人事業主に対してできる限り希望に添った障がい者を紹介するように努めます。

障害者トライアル雇用

雇用に対する不安を軽減し円滑な雇用に移行するため、3～6か月間の試用雇用を行います。事業主には支給対象者1人につき、一定額の助成金が支給されます。

障害者短時間トライアル雇用

直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障がい者・発達障がい者が常用雇用へ移行するため、3か月から12か月の試用雇用を行います。事業主には支給対象者1人につき、一定額の助成金が支給されます。

雇用する
ノウハウは？

障害者雇用事例 リファレンスサービス

障がい者雇用について創意工夫等行い積極的に取り組む全国の事業所の事例をホームページで紹介します。

各種情報提供

障がい者雇用の好事例等を業種別、障がい別等にわかりやすくまとめたマニュアル等を提供します。

事業所の
メリットは？

特定求職者雇用開発助成金

ハローワーク等の紹介により障がいのある方等を雇い入れた事業主に対して、一定額を助成します。

障害者雇用納付金制度に 基づく各種助成金

障がいのある方を雇用するために施設・設備等の職場環境を整備したり、障がいに配慮した特別な措置を行う場合に、事業主に対して助成します。

障がい者雇用にかかる 税制上の優遇措置

障がいのある方を雇用する事業主には、税制上の優遇措置があります。

福井障害者職業
センター



ハローワーク
福井



(独)高年齢・障害・求職者
雇用支援機構
福井支部 高年齢・障害者業務課

ハローワーク福井

福井労働局

(独)高年齢・障害・求職者
雇用支援機構
福井支部 高年齢・障害者業務課

福井税務署